

中学校教科書採択についての弁明を求める請願書（第四）

松山市教育委員会 様

2016年4月28日

請願団体

えひめ教科書裁判を支える会

【請願の趣旨及び理由】

私たちは、松山市教育委員会に対し、さまざまな内容の『中学校教科書採択についての弁明を求める請願書』を何度も提出して来たが、松山市教育委員会は、その内容に即した具体的審議を全くして来ていない。「官公署」に提出された請願は「誠実に処理しなければならない」（請願法5条）にもかかわらず、その法的義務を全く果たそうとしないのである。

つまり、松山市教委は、なぜ、「学校報告書」「調査部会報告書」「採択委員会意見」等を全く無視したのか、なぜ、それらについての審議・検討さえ行わなかったのか、あるいは、なぜ、そのようにしてまで、それらで全く評価されていない育鵬社版を採択したのかについての合理的な説明を全く行っていない。そして、これらの「採択実態」と関係しているところの、今回「当該採択」からの採択方法の変更理由とその必要性についても全く具体的な説明を行っていない。要するに、松山市教委は、採択に対する最低限の責任である、その説明責任さえ一切果たしていないのである。

そこで、再度、以下の事項に対する弁明を求めるので、今度こそは、自らに課されている法的義務を誠実に履行するよう強く要求する。

【請願事項】

- 一 松山市教育委員会及び各委員らは、5月定例会において、請願者による当「請願」の趣旨説明を受けた後、下記の「弁明要求事項」に対する説明・弁明を、その内容に即して具体的かつ誠実に行うこと。

なお、請願者らは5月定例会に、請願権に基づく請願者として出席する予定ゆえ、松山市教育委員会においては、あらかじめそのための席を用意されるよう要請する。

【弁明要求事項】

(1) 育鵬社版採択を目的とする「答申制度の計画的廃止」について

松山市教育委員会は、教科書採択の根拠法である「教科書無償措置法」の趣旨に則った採択を行うためには必須であるところの採択委員会による「答申制度」の廃止を、それまでの「松山市教科書採択委員会規則」を廃止することによって行った。〔注1〕

しかし、「松山市教科書採択委員会規則」の廃止と、新たな「松山市教科用図書採択要綱」の作成（つまり、「答申制度」の廃止）という教科書採択上、極めて重要な事柄を、（会議録で見える限りでは）教育委員会での審議を全くせぬまま行っている。

したがって、「答申制度」廃止の理由・目的や必要性自体について、あるいは、このことについて教育委員会内部でどのような審議・検討が行われたのかなどについて、市民に対して全く明らかにしておらず、極めて「不透明」な状況である。

よって、松山市教育委員会は、採択における「答申制度」廃止の必要性や、「廃止」に到る過程で行われたと思われる審議の内容について明らかにされたい。

なお、私たち請願者は、「答申制度」の廃止は、育鵬社版教科書を採択するために松山市教育委員会が計画的に行ったものであると認識している。以下がその理由と根拠である。

松山市教育委員会が私たちのこの認識を否定したいならば、上記「弁明要求事項」に対して、私たちが以下に示す「答申制度廃止の目的・理由・根拠」に即す形で、具体的かつ明確に「弁明」・反論しなければならないというのが私たちの立場である。

〔松山市教育委員会は、育鵬社版教科書を採択する目的で、計画的に「答申制度」の廃止を行った〕

松山市教育委員会が、前回（「2011年採択」）までの「松山市教科書採択委員会規則」を廃止して「答申制度」をなくしたのは、以下に見るように、育鵬社版教科書を採択するためであった。

松山市教育委員会は、今回の中学校教科書採択において、その採択手続・方法をこれまでのやり方から変更した。採択委員会が「採択を適当と認める教科書」1社を教育委員会に「答申」していたこれまでの採択システムを変更し、そのような「答申」制度を廃止したのである。

具体的には、「答申」を義務付けていた「松山市教科書採択委員会規則」を廃止し、「答申制度」を排した「松山市教科用図書採択要綱」をつくることによって、それを行ったのである。

ところで、右翼・国家主義政治団体である「新しい歴史教科書をつくる会」が作成した（育鵬社版の前身にあたる）扶桑社版教科書が検定を通過して採択対象教科書とな

った2001年以降、その後身である育鵬社版教科書が登場した2011年及び昨2015年8月の採択まで、計5回の中学校教科書採択が行われた。

つまり、それまで教科書出版会社がつくった教科書を対象として行って来た採択に変わって、特定のイデオロギー集団である「新しい歴史教科書をつくる会」及びその流れの団体が作成した教科書（扶桑社・育鵬社）をも対象とする教科書採択を、松山市教委は、これまでに5回行って来たのである。

そのうち、2011年までの4回の採択は、全て上記の「答申制度」で行われ、そのいずれにおいても、扶桑社版あるいは育鵬社版教科書が「答申」されたことはなかった。そして、教育委員会においても、それら答申された（扶桑社・育鵬社以外の）教科書を採択し続けて来ていたのである。このように、採択委員会による「答申」は、教育委員会による最終決定—採択を実質的に「拘束」してきたのである。

それは、前回、2011年の「採択会議」（教育委員会2011年8月定例会）における金本委員長の以下の発言からも明らかである。このとき、金本委員長は、自分は育鵬社版教科書を採択したいが、採択委員会による答申内容等との（あまりの）違いからそれはできない—自分の意見を押し通す（「強硬に（答申案に）反対する」）ことはできないと、次のように、はっきりと語っているのである。

<答申制のもとでの「採択審議」>

〔金本委員長〕

〔略〕次に、「社会（歴史的分野）教科書への答申」についてご審議をお願いします。事務局から答申内容について説明をお願いします。

〔略〕

調査部会もこの推薦されている東京書籍がいいと、最終的な11名から成る採択委員会も東京書籍である。

私個人の私的なことを申せば、3割か4割ぐらいでも育鵬社が、10対1で最終的にはなっておりますが、多ければそちらに変えてもよかったのじゃないかなと、個人的には思います。

〔略〕

私も強硬に反対しようかと思ったのですけれども、私自身ですよ、学校の結果もそういう形であったりして、若干寂しいなという気は正直なところします。

だけど、民主国家ですから、学校の意見もそうで、調査部会もそうで、最終的な11名による採択委員会でも圧倒的にその社がいいというのを私個人の意見でどうこうしたりすることは、それは許されないと、そう私は思います。

〔略〕

それでは、採決を取ります。原案どおり賛成の方、挙手をお願いします。

（一同）挙手（5名）

（松山市教育委員会定例会 会議録 2011年8月11日）

上に見るように、金本委員長は、「だけど、民主国家ですから、学校の意見もそうで、調査部会もそうで、最終的な11名による採択委員会でも圧倒的にその社がいいというのを私個人の意見でどうこうしたりすることは、それは許されないと、そう私は思います。」と明確に述べているのである。

そして、上の会議録から明らかなように、「答申制度」のもとでの教委「採択会議」は、事務局からの答申内容についての説明から始まり、最後は「原案」という言葉を使って、「原案どおり賛成の方、挙手をお願いします。」という形で終えているのである。

教育委員会の教科書決定—採択に対する「答申」の拘束力の一端は、上に見たように、「採択会議」自体が「答申」—「原案」に基づいて進行されていることから明瞭に見て取れるはずである。

そして、繰り返すが、「新しい歴史教科書をつくる会」系の教科書が採択対象に加えられた2001年以降2011年まで、採択委員会の「答申」に扶桑社・育鵬社が選ばれることは決してなかったのである。（さらに、松山市教育委員会管轄下の各中学校・教員からの「学校報告書」、及びそれらの学校の教員らから選ばれた調査員による「調査部会報告書」、あるいはそれらに該当する「報告書」等々においても、扶桑社—育鵬社版教科書は、一貫して、その評価が低かった。）

以上から、何が明らかだろうか。

明らかなことは、教科書採択に「答申制度」が存在し、それに基づく採択を松山市教委が行っていく以上は、上の金本委員長のように育鵬社版を採択したい委員らがいても、松山市において育鵬社版教科書が採択されることはない、あるいは、その可能性は限りなく低いという現実である。

では、この金本委員長がそうしたかったように、「私個人の私的な意見」（上記「会議録」）のとおり採択を行えるようにするためには、どうすればいいだろうか。その答えが、「各委員の『私的な意見』を拘束している『答申制度』をなくせばいい」ということであるのは、あまりに明らかだろう。

そして、この「答え」をそのまま実行したのが、上に見た、「答申」を義務付けていた「松山市教科書採択委員会規則」の廃止と、「答申制度」を排した「松山市教科用図書採択要綱」の新たな作成だったのである。これを2015年の中学校教科書採択に合わせる形で行うと、あまりに露骨・ストレートなことからその意図・目的が明らかになりやすいため、松山市教育委員会は、（元々、連続年の形で行われる）前年の小学校教科書採択に合わせる形で、上の「改廃行為」をあらかじめ行っていたのである。

つまり、今回（2015年）の違法・不正な育鵬社版採択は、松山市教委による（松山市教委ぐるみの）計画的、確信犯的犯罪とでも呼び得るものなのである。

教科書採択の根拠法である「教科書無償措置法」（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」）によれば、採択は「教育専門的知識経験と判断」に基づい

て行なわなければならないものである〔注2〕。具体的には、「教育専門的知識経験と判断」を有する教員の「調査報告書」や、それに依拠した採択委員会（選定審議会）の「答申」に基づく採択を教育委員会が行ってこそ、その採択は合法・合憲の採択となるものである。

しかし、松山市教育委員会は、委員らの「私的な意見」である「育鵬社版採択」を行うために、合法的採択の根拠となるこの「答申制度」を排した、明白な「違法不正採択手続き」をあらかじめ用意して、計画的に、育鵬社版の採択を行ったのである。

（2）育鵬社関係団体と松山市教育委員会（委員）との関係について

育鵬社版教科書を作成しているのは、「日本教育再生機構」という右翼・国家主義団体である。そして、大日本帝国型憲法の制定をその主要方針に掲げる日本最大の右翼・国家主義政治団体「日本会議」は、この「日本教育再生機構」と密接な関係にあり、その中枢メンバーは両団体の幹部役員を兼任している。そして、以下に見るように、育鵬社版の採択は、安倍政権と右翼・国家主義団体が連携して目指してきたものであった。

（以下には、「育鵬社版教科書は教育現場での評価が極めて低い」ので『教科書採択に当たっては教員の意見を尊重する』（ILO・ユネスコの『教員の地位に関する勧告』）という原則を破ってまでも、政治介入するしか方法はないのだ」ということも指摘していて、上に請願者らが述べてきた松山市教委による「答申制度の廃止」が、何らかの「政治介入」であった可能性も示唆している。）

自民党や右派勢力は、育鵬社の歴史と公民の教科書を採択させようと自治体の首長を集めた「教育再生首長会議」を立ち上げるなど、これまで以上に攻勢をかけている。

安倍晋三首相や下村博文文部科学相を筆頭とした政府・自民党、そして日本会議をはじめとした右派勢力は現在、育鵬社版の全国採択率4%を10%に拡大するため、かつてなく積極的な布陣を敷いている。

だが、育鵬社版教科書は教育現場での評価が極めて低い。先進国では常識の「教科書採択に当たっては教員の意見を尊重する」（ILO・ユネスコの『教員の地位に関する勧告』）という原則を破ってまでも、政治介入するしか方法はないのだ。

その具体的な現れが、自治体首長の抱き込みだ。2014年6月2日、「教育再生首長会議」（会長・松浦正人山口県防府市長）なる団体の設立総会が開か

れた。これには下村文科相が挨拶に駆けつけたが、現在まで約90人にのぼる加盟首長を抱く自治体は、育鵬社版の採択が強行される懸念が持たれる。

〔略〕

この育鵬社の共同事業体ともいえる「日本教育再生機構」の理事長である八木秀次・麗澤大学教授は首相の有力ブレーンの一人で、首相直属の諮問機関「教育再生実行会議」の「有識者」委員にも任命されている。

〔略〕

(『週刊 金曜日』2015年6月5日号)

ここに見るように、育鵬社版の採択は、安倍政権や右翼・国家主義団体が大々的に、教育委員会外部から「政治介入」して、その採択を進めてきたものである。したがって、育鵬社版を採択した自治体の中には、採択を行う教育委員に対して育鵬社版採択を推進する団体からの働きかけがあったことや、採択した教育委員と育鵬社・「日本教育再生機構」との間に密接な関係があった事例が存在していたことなどが次第に明らかになっている。

松山市においても、育鵬社版の採択を推進する政治団体である上記「日本会議」が活動しており、また、松山市議会や愛媛県議会には「日本会議地方議員連盟」に所属している議員らも存在している。

上の(1)で明らかにしたように、松山市教委による育鵬社版採択は、何年も前から、教育委員会全体で周到に準備されて来たものである。したがって、この採択は、当該「採択会議」(松山市教育委員会2015年8月定例会)における何人かの委員の育鵬社版採択の主張・賛成によって「たまたま」行われたというものなどではあり得ず、教育委員会外部からの強い働きかけが推察し得るものである。

以上より、松山市教育委員会及び各教育委員は、上記「答申制度の廃止」、つまり、育鵬社版採択を目的とする「採択方法・手続の変更」を計画・開始するにあたって、教育委員会外部からの「政治介入・働きかけ」があったかどうかについて明らかにされたい。

また、教育委員会外部からの「政治介入・働きかけ」が存在した場合は、それが、誰らからの、どのようなものであったかを明らかにされたい。

〔注1〕

前回(2011年)の採択までは、「松山市教科書採択委員会規則」及び「松山市教科書採択委員会の運営要綱」の次のような条項に則って、採択委員会は、教育委員会に対する「答申」(「各教科ごとに採択を適当と認める教科書」1社を答申)を行っていた。

◆「採択委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書採択のために必要な事項を答申するものとする。」（「松山市教科書採択委員会規則」第4条）

◆「採択委員会は、各教科ごとに採択を適当と認める教科書を、松山市教育委員会教科書採択基準に照らし、学習指導要領及び調査研究資料に基づいて検討し、第1号様式から第3号様式によって、答申するものとする。」

（「松山市教科書採択委員会の運営要綱」の「3 答申の要領」）

しかし、今回は、その「採択委員会規則」を廃止し（2014年3月）、新たに次のような「松山市教科用図書採択要綱」を作成・施行して、「答申」の制度を廃止した。そして、採択委員会を単なる「懇話会」と位置づけ、そこで話された「協議の内容は、学校教育課が記録を作成し、教育委員会に提出する」（「松山市教科用図書採択に関する運営要領」の「3」）という形に変えたのである。

◆「教育委員会は、教科書を採択するに当たっては、小学校及び中学校別に教科書採択委員会を開催し、その委員の意見を聴くものとする。」

（「松山市教科用図書採択要綱」第4条）

〔注2〕

教科書採択の根拠法である「教科書無償措置法」は、「採択は〔略〕教育専門的知識経験と判断を必要とする。」という採択についての認識・立場に基づいてつくられている（『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』144頁）。

採択に対するこの「認識・立場」から、採択は「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。」（同145頁）として、教育委員会のもとに選定審議会を設けることを同法は義務付けている。ここにいう「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる」「教育専門的知識経験と判断（力）」を有する者とは教員のことにはならない。ここに記されているのは、「教育専門的知識」と「経験」を共に有する者だからである。

つまり、上記『解説書』の規定と趣旨のとおり、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択を行おうとすれば、（それが十分でない教育委員に対して）「教育専門的知識経験と判断」を有する教員らの調査・研究による「調査報告書」、あるいは、それに依拠した選定審議会（＝採択委員会）の答申に基づく採択を行うしかないことを、無償措置法は予定し、前提としている。

あるいは、少なくとも、それらに基づく採択をしない限り、「教育専門的知識経験と判断を」有した採択とはなり得ないということが、同『解説書』の認識・立場である。